

磐田市イメージキャラクターのデザイン等の使用に関する要綱

平成24年10月15日

告示第235号

(趣旨)

第1条 この告示は、磐田市イメージキャラクターしっぺい（以下「しっぺい」という。）のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「デザイン等」とは、別に定めるしっぺいのデザインマニュアルに規定するデザイン及びロゴをいう。

(使用許諾の申請)

第3条 デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ磐田市イメージキャラクターデザイン等使用許諾申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長へ申請し、その許諾を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (3) 報道関係機関以外の機関紙、地方広報紙等で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めるとき。
- (4) 磐田市又は磐田市教育委員会の後援又は共催の承諾を受けた事業に係るとき。
- (5) その他市長が認めるとき。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

3 第1項の申請は、一つの商品及び景品等（以下「物品」という。）につき1申請とする。

(使用許諾審査)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用を許諾するときは、磐田市イメージキャラクターデザイン等使用許諾書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により許諾する場合において、条件を付することができる。

3 デザイン等の使用が次のいずれかに該当するときは、市長はこれを許諾しない。この場合において、市長は磐田市イメージキャラクターデザイン等使用不許諾通知書（様式

第3号)を申請者に交付するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (5) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (6) デザイン等を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (8) その他許諾することが不適當と認められるとき。

(契約及び使用期間)

第5条 申請者は、前条第1項の規定による許諾を受けた後、磐田市イメージキャラクターデザイン等使用許諾契約書(様式第4号)により市長と契約を締結しなければならない。

- 2 デザイン等の使用期間は、契約を締結した日から1年間とする。ただし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。
- 3 前項の使用期間終了後、引き続きデザイン等を使用しようとする者は、改めて第3条の申請を行い、市長の許諾を受けなければならない。

(契約の解除)

第6条 市長は、デザイン等を使用する者(以下「使用者」という。)が、次のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の使用許諾を取り消し、及び前条第1項の契約を解除することができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により許諾を受けたとき。
- (3) 第4条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 使用の許諾後、第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 第9条第3項及び第10条第4項の是正の求めに応じないとき。
- (6) その他市長が使用許諾を取り消し、及び契約を解除することが適當と認めるとき。

2 前項の規定による使用許諾の取消し及び契約の解除に伴い、デザイン等を使用する物品の回収等の必要が生じたときは、当該回収等に要する費用等は、使用者の負担とする。

3 市長は、第1項の規定による使用許諾の取り消し及び契約の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第7条 デザイン等の使用は、有償とする。

2 デザイン等の使用料は、1申請当たり年額1,000円とする。

3 使用者は、市が発行する納入通知書により、契約日から30日以内に使用料を支払うものとする。

4 前項の規定により納入された使用料は、理由のいかんを問わず、これを還付しない。

(使用料の免除)

第8条 次のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用料を免除することができる。

(1) 公益上の観点から市長が使用料を免除することが適当であると認めるとき。

(2) 第4条第1項の規定による許諾を受けた商品について、当該商品に関連した広告及び宣伝に使用するとき。

(デザイン等の適正使用及び著作権の表示)

第9条 使用者は、デザイン等の使用に関してこの告示を遵守し、デザイン等のイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品に関して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他各種法令を遵守しなければならない。

3 市長は、使用者のデザイン等の使用方法がデザイン等のイメージ若しくは信用性を損なうおそれがあるとき又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、使用方法の是正を求めることができる。

4 使用者は、物品又はそのパッケージ及び当該物品の広告物等に付されたデザイン等の横その他の適切な位置に、市長が指定する方法により著作権表示をしなければならない。

(同一性の保持等)

第10条 使用者は、物品の意匠について、別に定めるデザインマニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

2 使用者は、デザイン等の使用に関して、市の信用を損なうことがないようにしなけれ

ばならない。

3 使用者は、デザイン等を使用する物品が、市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な措置を行わなければならない。

4 デザイン等を使用する物品が、市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると市長が認める場合は、市長は、使用者に対し、デザイン等の使用方法の是正を求めることができる。

(権利設定の禁止)

第11条 使用者は、デザイン等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、許諾によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならない。

(許諾内容の変更)

第13条 使用者が使用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ磐田市イメージキャラクターデザイン等使用変更許諾申請書(様式第5号)を市長に提出し許諾を受けなければならない。

(紛争の解決)

第14条 使用者は、第5条の契約に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は一切の責任又は負担を負わない。

(物品に対する責任)

第15条 使用者の物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、市は一切の責任又は負担を負わない。

(製造の委託における管理監督責任)

第16条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの告示の規定に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により市が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第17条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その

結果、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、市に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日告示第63号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

磐田市イメージキャラクターデザイン等使用許諾申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名
電話番号

印

下記のとおり、磐田市イメージキャラクターデザイン等を使用したいので申請します。

記

- 1 使用するデザイン等
- 2 使用区分 (①販売 ②販売以外 ③広告 ④その他)
- 3 使用対象物 (内容・種類・品種・商品名)
- 4 数量
- 5 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 使用料 円

添付書類

企業・団体の概要がわかる書類

企画書 (使用案)

第 号
年 月 日

様

磐田市長



磐田市イメージキャラクターデザイン等使用許諾書

年 月 日付けで申請のあった磐田市イメージキャラクターデザイン等の使用
を下記のとおり許諾します。

記

- 1 許諾番号 許諾第 号
- 2 商号又は名称
- 3 使用対象物
- 4 商品名
- 5 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 使用料 円

免除の場合： 要綱 第8条第 号に該当するため

7 使用条件

- (1) 法令及び磐田市イメージキャラクターのデザイン等の使用に関する要綱の規定及びデザインマニュアルを遵守すること。
- (2) 市長と使用許諾契約を締結し、これを遵守すること。

第 号
年 月 日

様

磐田市長



磐田市イメージキャラクターデザイン等使用不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった磐田市イメージキャラクターデザイン等の使用
について、下記の理由により承諾しないので通知します。

記

1 使用対象物

2 理 由

様式第4号（第5条関係）

磐田市イメージキャラクターデザイン等使用許諾契約書

- 1 件名 磐田市イメージキャラクターデザイン等使用許諾
- 2 使用料 金 円（うち消費税額 円）
- 3 使用対象物
- （許諾第 号）
- 4 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 契約保証金 免除（磐田市契約規則（平成17年磐田市規則第32号）第32条第2項第3号による。）

上記について、許諾者と使用者は、磐田市契約規則及び磐田市イメージキャラクターのデザイン等の使用に関する要綱により、使用許諾契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

許諾者 所在地
名称
代表者名 印

使用者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 印

様式第5号（第13条関係）

磐田市イメージキャラクターデザイン等使用変更許諾申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け許諾第 号の内容について、下記のとおり変更したいので
申請します。

記

1 使用対象物

2 変更内容

3 備考（添付資料等）